

令和5年12月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 工藤大輔

国民医療を守ることを求める意見書

社会保障の理念に基づく地域医療提供体制と国民皆保険制度を堅持し、国民が将来にわたり必要な医療、介護、福祉を安心して十分に受けられるための適切な財源を確保するよう強く要望する。

理由

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが5類感染症へと移行したことに伴い、医療提供体制については、これまでの特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常への対応に移行している。高齢者などの重症化リスクの高い者を守ることも念頭に、必要な感染対策を講じながら、適切に医療を提供することが重要である。

国民が生涯にわたり、健やかで生き生きと活躍し続ける社会を実現していくためには、持続可能な社会保障体制を確立し、国民に将来の安心を約束していくことが不可欠であり、それを実現し支えているのが、全ての国民が公的医療保険に加入する仕組みである国民皆保険制度と、医療機関の連携の下で地域ごとに必要とされる医療を適切に提供していく地域医療提供体制である。

国民の生命と健康を守り続けてきた地域医療提供体制を、平時はもちろんのこと、有事においても揺るぎない医療提供の中核と位置付け、その体制の安定化を図ることが求められている。

しかしながら、昨今の物価高騰による医療を取り巻く厳しい状況や財政論優先の政策は、医療崩壊を引き起こしかねないおそれがある。

よって、国においては、社会保障の理念に基づく地域医療提供体制と国民皆保険制度を堅持し、国民が将来にわたり必要な医療、介護、福祉を安心して十分に受けられるための適切な財源を確保するよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。